



衆議院議員総選挙・最高裁判

令和3年10月21日に任期満了を迎える第49回衆議院議員総選挙と同時に最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

投票日や投票所案内などの詳細につきましては、後日、新聞折込みチラシでお知らせします。

また、町役場、町公民館、町立図書館、町文化会館、老人福祉センター、きらり館、野木ホフマン館、野木駅自由通路にもチラシを配置します。

なお、町ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

衆議院議員総選挙について

衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。小選挙区選挙と比例代表選挙が同じ投票日に行われます。総選挙は、衆議院の任期満了（4年）によるものと衆議院の解散によって行われるものの2つに分けられます。衆議院の定数は465人で、うち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員です。

最高裁判所裁判官国民審査について

すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度です。最高裁判所の裁判官は任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます。

投票について

① 選挙権

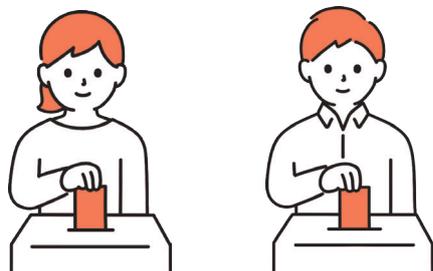
日本国民で満18歳以上の者は国政選挙の選挙権を有します。

② 投票の原則

選挙は「投票」で行うこととされ、「一人一票」「投票所で」が大原則です。

期日前投票について

投票日当日、仕事や学校、レジャーなどで外出の予定がある方又は体調などにより当日投票所に行けない見込みの方などは、期日前投票期間・時間内であれば、ご都合のよい日時に投票することができます。



所裁判官国民審査のお知らせ



問選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎(57)4114

不在者投票について

投票所に行けない方のために不在者投票・郵便等による不在者投票の制度があります。

① 名簿登録地以外の市町村の選挙管理委員会での不在者投票

遠方に滞在などしている方が、その滞在地で投票する制度です。事前に名簿登録地の選挙管理委員会に、投票用紙などの必要な書類を請求します。後日、交付された投票用紙などを最寄りの(滞在する)市区町村の選挙管理委員会に持参し投票します。

② 指定病院等での不在者投票

病院、老人ホームなどに入院又は入所している方が、その施設の指定した投票日に施設内で投票できる制度です。

③ 郵便等による不在者投票

郵便などを利用して投票できる制度です。身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人又は介護保険被保険者証の要介護状態が「要介護5」の方は、事前登録のうえ、自宅などで投票用紙に記入し、郵便や信書便によって投票することができます。

※郵便等による不在者投票制度にはそれぞれ該当要件があります。また、手続きには時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症への対策について

町では、投票所や開票所において、消毒液の設置や換気・安全な投票経路の確保などの対応を行いますので、町民の皆様には、マスクの着用やせきエチケットの徹底、周りの人との距離を保った行動にご協力お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方は、「特定郵便投票」ができます。

◆対象となる方

投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示又は告示の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方

◆投票用紙等の請求手続について

特定郵便投票の手続を行う際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めなければなりません。手続きについて、詳しいことは選挙管理委員会までお問い合わせください。